

## 令和2年度

### 国内外における地理的表示（G I）の保護に関する活動レポート

#### 1. G I 登録状況

地理的表示（G I）保護制度は、地域で長年育まれた特別な生産方法と結びついた高い品質・評価といった特性を有している農林水産物、食品等をその名称や品質、生産の方法等とともに国に登録し、その名称を知的財産として保護する制度である。

平成27年度の特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号。以下「G I法」という。）に基づくG I保護制度の運用開始から令和3年3月末時点で106製品が登録されるに至っている。

#### 2. 外国との国際約束に基づくG Iの相互保護

##### （1）日EU・EPAに基づくG Iの相互保護

平成31年2月1日に日EU・EPAが発効し、協定に基づき日本のG I 47製品、EUのG I 71製品が相互に保護されてきたところであるが、令和3年2月1日に保護産品を追加し、日本のG I 25製品、EUのG I 21製品について、新たに保護が開始された。

なお、令和3年1月の日EU・EPA合同委員会において、2020年から2022年度までの3年間、双方それぞれが毎年28件（農林水産品のほか、酒類も含む）まで、合計83件を上限として、自国G Iを相互保護するG Iとして追加できることを決定した。本年度は、この決定に基づく1年目の保護を行ったものである。

EUにおける日本のG I保護に関し、昨年度から本年度にかけ、EU加盟国で日本のG Iが不正使用されていた件につき、日EU・EPAに基づき適切な措置をとるようEU当局に要請し、当該不正使用が中止される等の対応を行った。なお、本事例については後述する。

##### （2）日英EPAに基づくG Iの相互保護

令和2年10月、日英EPAの署名が行われ、令和3年1月1日に発効した。日英EPAは、日EU・EPAと同様に、高いレベルでのGIの保護を行うこと、また発効後に保護するGIを追加できる枠組みを規定している。また、日EU・EPAで保護されていた両国の地理的表示を日英EPAの下でも引き続き保護することとし、令和3年3月末現在、日本のGI47産品、英国のGI3産品が相互に保護されている。

### 3. 海外との地理的表示分野における協力の推進

農林水産省はタイ王国商務省（知的財産局）及びベトナム社会主義共和国科学・技術省（知的財産庁）とGIの相互保護に向けた協力を進めている。

本年度は、令和2年12月に日本のGI産品「鹿児島黒牛」がベトナムGI保護制度において登録され、また、令和3年3月にベトナムのGI産品「ルックガン ライチ」が我が国GI保護制度において登録された。

### 4. GI監視・不正表示への対応

#### （1）国の監視・監督業務

国は、GI保護制度により登録又は指定を受けた産品について、各産品の基準やGI表示等を遵守しているか否かを確認するため、GI法第34条第1項の規定に基づき、登録生産者団体や関係者に報告を求め、立入検査を行うことができる。

その業務は、農林水産省食料産業局、地方農政局等（北海道農政事務所生産経営産業部、地方農政局経営・事業支援部）及び内閣府沖縄総合事務局（農林水産部）が担当しており、これらの監視・監督の内容を大別すると、登録生産者団体に対する品質管理業務と不正表示監視業務がある。

品質管理業務については、国が「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則（平成27年農林水産省令第58号）」第15条

第8号の規定に基づき、国に毎年1回以上の実績報告を行うよう登録生産者団体に義務付けるとともに、登録生産者団体がその構成員である生産業者に対して行う登録された生産方法等の確認業務（生産行程管理業務）の実施状況や、生産業者が登録された生産方法等のルールに従って行っているGI製品の生産・販売の状況について確認を行っている。

また、不正表示監視業務については、地理的表示やGIマークの不正表示通報窓口を設置し、広く国民の皆様からGI保護制度に係る生産行程管理業務の不適切な実施や、地理的表示又はGIマークの不適切な使用を含む様々な情報の受付を行い、そこに寄せられた情報をもとに国が立入検査を行っている。

（地理的表示等の不正表示通報窓口）

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi\\_act/gi\\_mark/contact.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/gi_mark/contact.html)

これらの業務を実施するため、地方農政局等の体制充実を行ったほか、食品表示等監視部局と連携により疑義情報の共有を図っている。

## （2）登録生産者団体の品質管理業務の実施状況

令和2年度における品質管理業務に係る立入検査は、登録生産者団体107団体のうち、60団体（令和3年3月末現在）に対して実施した。

立入検査の結果、GI製品の生産基準、出荷基準及び地理的表示等の確認業務等に関するルールについて、自らが定めている生産行程管理業務規程に基づく管理が不適正であった登録生産者団体が一部確認された。主な検査結果の内容は以下のとおり。

- ① 登録生産者団体が、生産行程管理業務規程に基づき規定した品種や生産行程の一部を確認していなかったケース：6件
- ② 登録生産者団体が、生産行程管理業務規程に基づき確認した結果の記録に不備があったケース：5件
- ③ 登録生産者団体の構成員である生産業者が、地理的表示と類似

する名称を使用していたケース：2件

- ④ 地理的表示及びG I マークの貼付又は地理的表示と併せて表示することとしているG I マークの貼付ができていなかったケース：5件

上記の事案が確認された登録生産者団体に対しては、立入検査時に指導を実施しており、次年度の立入検査で改善状況を確認することとしている。

### (3) 不正表示監視業務の実施状況

令和2年度における不正表示監視業務については、不正表示通報窓口にて21件の疑義情報が寄せられた。そのうち7件については、疑義業者とその関係先である流通業者、ネット販売業者、飲食店及び生産業者並びに登録生産者団体の計10事業者等に対し、事実確認のため立入検査等を実施した。主な検査結果の内容は以下のとおり。

- ① 流通業者若しくは飲食店におけるG I 保護制度の認識不足又は登録生産者団体における構成員の管理不足により、非真正品に対し当該G I 産品と同一若しくは類似する名称を表示していた。
- ② 流通業者及びネット販売業者における疑義産品の取扱状況を確認した結果、当該G I 産品の登録前から同一の名称を使用している先使用に該当する者であった。

上記の不適正表示及び先使用を確認した各事業者に対しては、疑義産品の速やかな表示の是正指導と改善の助言を行うとともに、登録生産者団体に対しては、改めて生産行程管理の徹底を指導した。

また、検査対象となった全ての事業者に対し、G I 保護制度の啓発を行った。

なお、その他の14件のうち、3件については疑義情報の追加情報等により事前にG I 法に抵触しない案件であることが判明したことから立入検査の実施には至っておらず、11件については年度末受付のため令和3年度に対応することとしている。

#### (4) 総括

G I 監視及び不正表示に係る立入検査の結果を概括すると、登録生産者団体によるその構成員に対する生産行程管理業務の徹底により、地理的表示及びG I マークの表示は順調に進んでおり、登録生産者団体内におけるG I 保護制度への理解度は一定の向上が図られていると考えられる。

しかしながら、一部の登録生産者団体やG I 産品を取扱う流通業者、ネット販売業者及び飲食店等においては、G I 保護制度の認識不足を要因とする不正表示が見受けられている。

このことから、立入検査を実施した登録生産者団体や個々の事業者に対する普及啓発は元より、G I 保護制度の理解が進んでいない流通業者、ネット販売業者及び飲食店等に対する制度説明等を継続するなど、制度の普及を更に推進していく必要がある。

また、立入検査の的確な実施に資するため、引き続き、G I 担当職員に対する業務研修及び食品表示等の監視担当職員との情報共有を密に行うなど、省内外の他部局においてG I 保護制度の説明を実施していくこととしている。

#### 5. 海外のG I 監視・不正使用への対応

日本のG I や地名に係る商標を、第三者が海外において出願(冒認出願)を行っている事例や、海外で日本のG I 産品や日本ブランドの模倣品が販売される事例が確認されている。

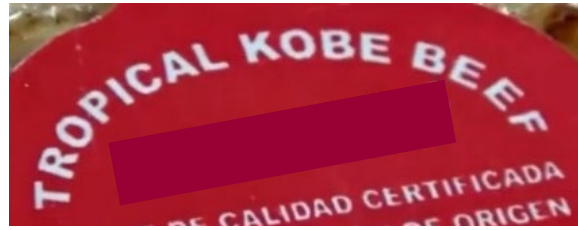
##### (1) 日EU・EPAによるG I 相互保護に基づく不正使用への対応

令和元年度、スペインのレストランにおいて、南米産の牛肉をメニュー等で「TROPICAL KOBE BEEF」と表示していたことが確認された。

(ステーキピック)



(メニュー)



Tropical Kobe Baby Beef	67,00
Tropical Kobe Bife de Chorizo	69,00
Entrecot argentino	49,50
Tropical Kobe Tirita de Picanha	49,50
Tropical Kobe Secreto	49,50

当該表示は日本のG I「神戸ビーフ」の不正使用にあたる恐れがあると、日EU・EPAに基づき適切な措置をとるようEU当局に要請し、EUを通じてスペイン当局が指導した結果、当該使用が中止された。

令和2年度、当該レストランでの調査を実施し、メニュー等から当該表示が削除されていることを確認した。

## (2) 農林水産知的財産保護コンソーシアムによる海外のG I 監視・不正使用への対応

G I 産品等の名称を保護することを目的として、海外知的財産保護・監視委託事業により、都道府県、JETRO、登録生産者団体等で構成される農林水産知的財産保護コンソーシアム(※)を運営するとともに、海外における日本のG I等に関する商標出願の監視、商標登録状況及び海外現地市場調査を実施した。また、監視・調査の結果、侵害が疑われる事案については、関係団体に情報提供し、要望に応じて対応策の相談対応を行った。

令和2年度の「海外知的財産保護・監視委託事業」は、株式会社マークアイに委託し、同社の全世界を対象とした商標監視サービスや各国の現地代理人(弁護士事務所)とのネットワークを活用して事

業を実施した。

(※) 農林水産知的財産保護コンソーシアムについて

農林水産知的財産保護コンソーシアム(平成21年6月設立)は、我が国農林水産物・食品の知的財産面での保護強化のため、中国、台湾等における、第三者による日本の地名の商標出願・登録を一元的に監視するほか、調査情報の収集・提供を行うことを目的として活動を行っている。

令和3年2月末時点での会員数は、地方自治体(道府県、市町村)47、団体(登録生産者団体、JA、協議会等)79、法人(一般社団法人、独立行政法人等)9、事務所(特許事務所、行政書士事務所等)26、個人(専門家、有識者)3の計164団体・個人となっている。

① GIに関する監視調査

GI名称やGIマークに関する不正使用、冒認商標出願及び登録状況の監視調査を行った。調査対象は、GI名称を中心に、調査時において登録申請の公示が行われている名称まで対象を広げた上で、県名や地域名といった周知性の高さなどを勘案して決定した。

㊦ GIに関する不正使用調査

GI名称に含まれる県名や地域名といった周知性の高さ、過去の調査結果の有無などを勘案して決定した合計25のGI名称について、日本を除く世界の主要な166のショッピングサイトを検索し、不正使用が疑われる商品を確認する調査を行った。調査は令和2年5月から令和2年10月までの間に25名称を5回に分けて行った。

このうち、中国、米国等の複数国のショッピングサイトでGI名称の不正使用が疑われる商品が1,378件(「神戸ビーフ」814件、「夕張メロン」309件、「但馬牛」230件、「鹿児島黒牛」18件、

「特選松阪牛」5件、「八女伝統本玉露」2件）発見された。

これらのショッピングサイトについては、日本産以外又は産地が不明の商品に日本のG I名称が使用されていることから、「神戸ビーフ」、「夕張メロン」、「但馬牛」、「鹿児島黒牛」、「特選松阪牛」及び「八女伝統本玉露」が日本で登録されたG I名称であることを根拠に、各サイト運営会社へ当該商品に関するページの削除・修正申請を行った。令和3年2月末現在、959件（約70%）の削除が完了している。

また、昨年度に削除・修正申請を行った145件（「但馬牛」5件、「神戸ビーフ」99件、「夕張メロン」41件）については、令和2年7月に97件（「神戸ビーフ」59件、「夕張メロン」38件）の削除が確認されている。



### ○神戸ビーフ



商品名：谷言澳洲牛腱子谷饲和牛金钱腱  
新鲜冷冻生鲜神户生牛肉 2kg

サイト：yhd.com（中国）

生産国：豪州

### ○夕張メロン



商品名：静岡夕張玫瑰瓜网纹瓜 2 个装  
香蜜甜瓜超甜多汁蜜瓜新鲜水果

サイト：jd.com（中国）

生産国：中国

### ○但馬牛



商品名：เนื้อวากิว Tajima wagyu ribeye  
aus black angus mb4/5 230  
กรัม

サイト：shopee.co.th（タイ）

生産国：不明

### ○鹿兒島黒牛



商品名：牛肉漢堡排佐鹿兒島風味黑醋醬

サイト：shopee.tw（台湾）

生産国：台湾

### ○特選松阪牛



商品名：进口松阪澳洲雪花菲力牛排饭店  
批价 5 块

サイト：taobao.com（中国）

生産国：豪州

### ○八女伝統本玉露



商品名：Yame Đen Tin Màu Xanh Lá  
Cây Trà Matcha Kem Kosher  
Imperial Nhật Bản Japon Sữa  
Mật Nạ Trà Tee Tùy Chỉnh  
Superfood Uống Bột trong Số  
Lượng Lớn

サイト：alibaba.com（中国）

生産国：中国



#### ① G I マークの不正使用調査


真正なG I 産品であることを証するG I マークが海外で不正に使用されていないかを確認するため、世界約 180 か国のウェブサイト、ショッピングサイトを対象にG I マークの画像を検索（イメージスクリーニング）する調査を行った。調査は令和2年5月から令和2年10月までの間に2回行ったが、G I マークの不正使用が疑われる事例は発見されず、G I マークを使用していたのは、日本のG I 制度の紹介や登録した登録生産者団体の宣伝等であった。

#### ② G I に関する商標ウォッチング調査

G I 名称に含まれる県名や地域名の周知性の高さなどを勘案して決定したG I 登録又は登録申請の公示がされた44名称（漢字、ローマ字、ピンインを基本とし、その地名の登録がひらがな表記の場合はひらがなも対象とした）について、約190か国を対象に、商標登録出願がされていないかウォッチング調査を行った。

調査結果のうち、G I 名称又はその一部を含む情報があれば、関係する登録生産者団体に情報提供しており、過去の調査で情報提供を受けた登録生産者団体が、農林水産省の補助事業「海外でのG I 保護・侵害対策事業」を活用し、商標出願に対する異議申立への対応を行っている。

出願国	出願商標	区分	出願者	備考
スペイン		29 類(肉、魚、果物・野菜、卵、牛乳、油脂)	スペイン企業 (ALKYMIA DELICIAS S. L.)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H30G I 「神戸ビーフ」のウォッチングにより発見</li> <li>・ 登録生産者団体が「Kobe」の商標出願に対する異議申立 (H30. 8. 27)</li> <li>・ 登録拒絶 (H31. 4. 1)</li> </ul>
ベトナム	ICHIDAGAKI	29 類(加工果物、加工野菜等)、30 類(お菓子等)	ベトナム専門コンサルタント (UEDA YASUTANI)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H30G I 「市田柿」のウォッチングにより発見</li> <li>・ ベトナム現地の専門家に対応相談 (H30. 8)</li> <li>・ 登録生産者団体が「ICHIDAGAKI」の商標出願に対する異議申立 (H30. 11. 28)</li> <li>・ 異議申立は認められなかったが当局は当該商標を拒絶 (R3. 3. 2)</li> </ul>
中国	Sunki	43 類 (レストラン等)	中国企業 (Chen Jichun)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H30G I 「すんき」のウォッチングにより発見</li> <li>・ 知財セミナー個別面談にて中国現地の専門家に対応相談 (H30. 11)</li> <li>・ 登録生産者団体が「Sunki」の商標出願に対する異議申立 (H30. 12. 20)</li> <li>・ 異議申立が認められ、取消決定 (R2. 2. 27)</li> </ul>
フィリピン		43 類 (日本レストラン)	フィリピン企業 (Mediatrix Takahashi)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H30G I 「宮崎牛」のウォッチングにより発見</li> <li>・ フィリピン現地の専門家に対応相談 (H30. 11)</li> <li>・ 登録生産者団体が「Miyazaki Gyu」の商標出願に対する異議申立 (H31. 2. 1)</li> <li>・ 出願人が出願を取下げ (H31. 4. 5)</li> </ul>

出願国	出願商標	区分	出願者	備考
インドネシア		29 類(牛肉等)、 43 類(レストラン等)	インドネシア企業 (ALEXANDER HANSEN)	・ H30 G I 「鹿児島黒牛」のウォッチングにより発見 ・ インドネシア現地の専門家に対応相談(H31. 3) ・ 登録生産者団体が「KAGOSHIMA KUROGYU」の商標出願に対する異議申立(H31. 3. 27) ・ 43 類のみ出願取消(R2)
カナダ		29 類(インスタント味噌汁)、 30 類(味噌)	日本企業 (Hikari Miso Co., Ltd.)	・ R1 G I 「八丁味噌」のウォッチングにより発見 ・ 登録生産者団体が「八丁」の商標登録出願に対する異議申立

#### ① G I に関する商標スクリーニング調査

商標監視と併せ、農林水産物主要輸出先の 20 の国・地域を対象に、既に出願、登録又は失効した商標も含めた状況把握のため、令和元年度以降に G I 登録又は登録申請の公示がされた名称を中心とした 34 名称について、その地名（漢字、ローマ字、ピンインを基本とし、地名の登録がひらがな表記の場合はひらがなも対象とした）について、スクリーニング調査を行った。今回の調査では、無効審判請求等の対応をとる必要性のある事例は発見されなかった。

#### ② 出願人スクリーニング調査

G I に関する商標スクリーニング調査結果において、日本地名等商標を出願していた 19 の出願人について、他にも日本地名等を商標出願・登録していないか確認するため、保有商標のスクリーニング調査を行った。調査の結果、一部の出願人が複数の日本地名の商標を出願・登録していた。

② このほか、農林水産知的財産保護コンソーシアムでは、G I 以外も含めて以下の調査等を行った。

ア 海外現地市場調査

日本産を装った農林水産物・食品や、日本ブランドの模倣品の流通実態を把握することを目的として、中国(上海、広州)、台湾(台北)、スペイン(バルセロナ)の3か国で海外現地市場調査を行った。

海外現地市場調査で発見した日本産であるかのような誤解を招くおそれのあるパッケージ表示や模倣が疑われる商品の情報があれば、関係するコンソーシアム会員に情報提供を行った。

イ 商標監視トライアル調査

商標監視調査の有益性や重要性を会員に理解してもらうため、トライアル調査に応募した7自治体について、希望する地名を対象に、①当該地名と同一又は類似の商標登録出願が行われていないかを監視するウォッチング調査(6自治体)、②出願公告中の商標及び過去に出願又は登録された商標に、当該地名と同一又は類似の商標がないかを調査するスクリーニング調査(1自治体)を行った。

また、昨年度のトライアル調査に応募した7自治体のうち、その後、調査結果を踏まえ、漢字で地名が使用されている登録商標について、地方自治体が、出願者に対し異議申立を行っている事例もある。

ウ セミナー・相談会の開催

知的財産権の保護・活用法や侵害対策などについて、会員の理解を深めるため、会員から開催希望を募り、地方セミナー・相談会を2回開催した。また、知的財産活用セミナー・相談会を開催し、種苗法改正法案の講演と海外市場調査の報告を行った。

なお、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により、オンラ

インでの開催となった(一部地域については、会場同時開催)。

#### ① 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、海外現地調査や商標監視トライアル調査の各調査結果に係る相談、農林水産知的財産全般に関する問い合わせ、海外での権利保護・強化に関する相談への対応を行ったほか、各国の現地専門家に対応策の相談を行った。その結果を踏まえ、①のウにあるとおり、登録生産者団体や地方自治体等が、異議申立等の対応を行っている。

#### ② 会員向け啓発活動

商標監視や不正使用調査で発見された不正出品や類似商標への対応方法について、会員の理解を深めていただくため、「ショッピングサイトのリンク削除方法リーフレット」、「類似商標に対し取りうる対応策リーフレット(タイ編・中国編・ベトナム編)」、「商標データベース検索マニュアル」を作成し、会員へ配布(コンソーシアムウェブサイト上に掲載)を行った。

【掲載先】<http://mark-i.info/documents/index.html>

### (3) 総括

本年度は、日EU・EPAに基づきGI相互保護製品の追加を行うとともに、新たに日英EPAに基づく相互保護を開始した。

また、農林水産知的財産保護コンソーシアムによる監視・調査結果を概括すると、今年度も、会員に提供した監視・調査結果をもとに、海外において日本のGIや地名に関する商標が第三者に出願されている事例に対し、異議申立等の対応が行われている。

一方、海外のショッピングサイト等でGIの模倣が疑われる商品の発見数が昨年度と比べて大幅に増加していることから、より一層海外における我が国の農林水産物等のブランドの保護に努める必要がある。

農林水産省は、今後も、農林水産知的財産保護コンソーシアム等を通じて、海外における日本のG I等に関する商標出願の監視や海外調査の実施、調査結果等の情報提供を行い、知的財産保護の重要性についての理解の醸成や対応等に係る相談対応を行うこととしている。